

2025 年度入学料・前期授業料免除申請のしおり

(学部学生向け・高等教育の修学支援新制度)

目次

事項	ページ
申請に関する注意事項	1
多子世帯に対する授業料等無償化について	2
新入生で入学料免除及び授業料免除を申請する場合の手続	3
前期授業料免除申請について【日本人学部生・新規申請】 在学生在で初めて申請する人は、このページの手続が必要です。	5
前期授業料免除申請について【日本人学部生・継続希望者】 在学生在で既に奨学生として採用されている人は、このページの手続 が必要です。	7
授業料免除申請のながれ	8

申請に関する留意事項

高等教育の修学支援新制度に申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請書類を提出した方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

修学支援新制度による入学料及び授業料免除については、日本学生支援機構による審査のうえ、決定した区分に応じた金額が減免されます。審査においては、日本学生支援機構の定める学業基準と家計基準を満たす必要があります。

入学料と授業料は原則支払いただくものですので、減免制度に申請を行った場合でも、免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。入学料は結果通知開始からの支払期限が2週間程度となります。期限までに支払が無い場合、除籍となりますので御留意ください。

高等教育の修学支援新制度では、授業料減免と給付型奨学金はセットになっています。それぞれに申請が必要であり、どちらか一方でも欠けた場合は不備になり、審査されませんので、手続を忘れないようにしてください。給付奨学金を新規申請する方は、4月3日に開催される奨学金出願説明会に参加し、奨学金の申請を行ってください。多子世帯を対象とした授業料減免を希望される場合も、日本学生支援機構での審査のため申請が必要です。

申請受付後、日本学生支援機構で審査を行うため、選考結果通知や奨学金振込は6月～8月頃となります。

高等教育の修学支援新制度で本学入学前に既に他の学校で入学料の減免を受けている方は、本学編入時の入学料減免の対象とはなりません。

選考結果の配付が開始されたらメール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。

書類受付時や選考結果配付時の窓口対応者への暴言、理由が無く申請の手順を無視した要求を行い、要求が受け入れられるまで居座り続ける等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。

申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせてください。

令和7年度から実施される多子世帯に対する授業料支援について

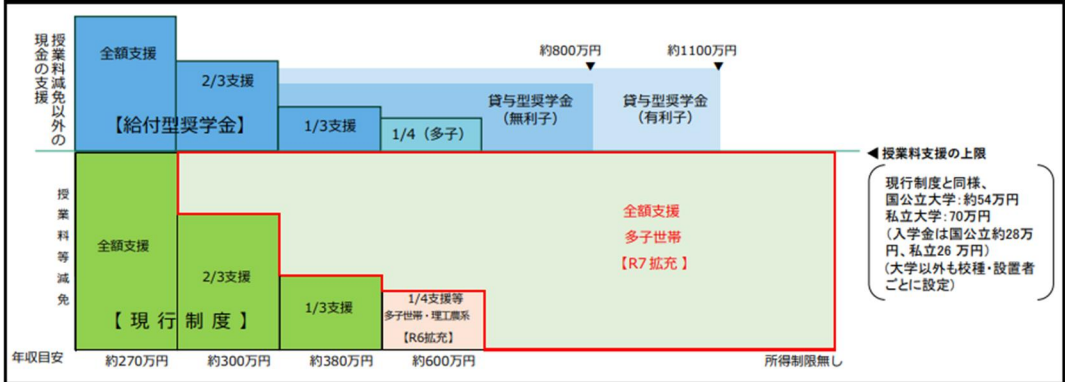
令和7年度より、学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度において、多子世帯に対する支援（授業料等無償化）が新たに追加されます。

高等教育の修学支援新制度では、日本学生支援機構の審査を経て、多子世帯であることが認定されなければ免除になりません。そのため、大学への授業料減免の申請手続きと、日本学生支援機構への給付奨学金の申請手続きがそれぞれ必要になります。（給付奨学金の対象とならない世帯収入の場合でも、多子世帯を理由とした授業料等減免を希望する場合は、それぞれの申請が必要です。）

具体的手続きは、次ページ以降で案内する新規申請と同じ手続きが必要になります。

多子世帯支援については、制度の本格実施に向け国で検討中のため、場合によっては現在ご案内している内容からの変更や追加の書類提出依頼等が行われることがありますのでご了承ください。

高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援のイメージ（文部科学省資料から抜粋）



多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			支援対象外
大学生	支援対象	支援対象	支援対象外
高校生以下	支援対象	支援対象	支援対象

第1子が扶養から外れた場合、
 第2・第3子は支援対象外に
※現行制度における世帯年収に基いた
 支援は受けられる可能性があります。

新入生で入学料免除及び授業料免除を申請する場合の手続

日本人等学部生(高等教育の修学支援新制度)申請

免除対象者に該当する者で、入学料免除(徴収猶予申請を含む。以下同じ)を申請した者については、選考のうえ、入学料の一部を免除することがあります。

本学は、2020年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」(入学料・授業料等減免、給付型奨学金)の対象校になっており、学部の新入生や在籍生で、支援対象要件を満たす場合は、日本学生支援機構の給付型奨学金の支給、入学料及び授業料の減免措置が行われます。

入学料及び授業料免除については、この案内に記載する要領に基づき大学に申請を行ってください。奨学金については、別途日本学生支援機構へ申請する必要がありますので、新規に申請する方は2025年4月3日の新入生ガイダンス時に開催予定の「日本学生支援機構奨学生出願説明会」に必ず出席して資料と説明を受けてください。資料だけの配付はしていません。

入学料免除を申請した者は、選考結果がでるまでは入学料を納めないでください。

入学料免除、授業料免除及び日本学生支援機構給付型奨学金がセットで審査されます。原則、いずれかを辞退することはできません。

手続きの簡単な流れ

- 1 専用フォームから期限内に Web エントリー
- 2 申請書類を期限までに学生課に郵送
- 3 (初めて制度に申し込む方) 4月3日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席して奨学金の申請手続き会場や時間は新入生向けウェブページを参照
- 4 (高専等で制度を利用している方) 学生課に編入手続き希望を専用のフォームで連絡
フォーム等は入学ガイドブック2を参照

(注意)

本制度に申請する方は家計の状況にかかわらず全員給付奨学金への申請も必要です。給付奨学金への申請を行わなかった場合、授業料減免も認定されませんのでご注意ください。多子世帯に対する授業料支援に認定された場合、家計基準を満たしている場合は給付奨学金にも採用されますが、所得が基準を超過している場合は給付奨学金は支給対象外となります。

〔免除対象者〕

- ・住民税非課税世帯、それに準ずる世帯の学生、多子世帯に属する学生
- ・学業優秀と認められる場合
- ・日本国籍を有する者
等の日本学生支援機構の要件を満たす者

詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

留学生(「留学」の在留資格を持つ者)は、対象者ではありませんので、申請できません。

〔申請に必要な書類〕

(下記書類を提出することで、入学料及び授業料免除申請が行われたものと取り扱います。)

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A様式1)
2. 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
3. 入学料免除、授業料免除及び日本学生支援機構奨学金に関する同意書
4. 日本学生支援機構奨学生証のコピー(本学入学前の在籍校で給付奨学金を受給している場合)

〔免除申請の期限等〕

申請を希望する場合は、下記 URL の申請フォームから学生本人が次ページの表の期限までに必ずエントリーしてください。

新規で本制度に申請する者：<https://forms.gle/5cTWFxnTEZKqPv9y6>

高専等で本制度を利用している者：<https://forms.gle/PktB8sSfa7unAz278>

自動返信で申請書類ダウンロード用 URL が届きます。

書類提出期限までに提出書類を郵送(特定記録で郵送・書類提出期限必着)又は学生課窓口へ持参してください。

・入試区分における申請期限

入学区分		エントリー期限	書類提出期限
第1年次入学者	学校推薦型選抜	1月29日(水)	1月31日(金)
	一般入試(前期日程)	3月17日(月)	3月19日(水)
	一般入試追加合格者	発表日に大学から確認	対象者へ別途案内
第3年次入学者		1月29日(水)	1月31日(水)

該当する「入学区分」に従い、期限までに手続きを行ってください。

〔提出先〕

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

豊橋技術科学大学 学生課生活支援係 宛

(入学料等免除申請書類在中)

上記を枠線で切り取って郵送する際の封筒貼付用の宛先として使用できます。

郵送は、入学関係書類とは宛先が異なりますので、入学関係書類とは別に送付してください。学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失、提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。

〔問合せ先〕

e-mail:seikatsu@office.tut.ac.jp

TEL:0532-44-6558

〔その他〕

- ・選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、学生課窓口にて配付予定です。免除が不許可になった者及び一部免除を許可された者は、所定の期日までに指定された額の入学料を納入しなければなりません。所定の期日までに納入しない場合は、本学学則の定めるところにより除籍されますので注意してください。
- ・2024年4月から2025年3月の間に、学資負担者が死亡した場合又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難な場合等、高等教育の修学支援新制度以外の支援を受けることができる場合があります。上記の様な特別な事情がある場合は問合せ先までご連絡ください。

【在學生】修学支援新制度に新規申請し、授業料減免を受けようとする方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

この制度を申請する場合は、給付奨学金の申請も行わなければならない等の条件がありますので、下記の手順を確認して申請してください。

手続きの簡単な流れ

1. 専用フォームから期限内に Web エントリー
2. 申請書類を期限までに会場で提出または学生課に郵送
3. 4月3日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席して奨学金の申請手続き説明会会場や時間は教務情報システム等の案内を参照

(注意)

本制度に申請する方は家計の状況にかかわらず全員給付奨学金への申請も必要です。給付奨学金への申請を行わなかった場合、授業料減免も認定されませんのでご注意ください。多子世帯に対する授業料支援に認定された場合、家計基準を満たしている場合は給付奨学金にも採用されますが、所得が基準を超過している場合は給付奨学金は支給対象外となります。

【授業料免除対象者】

- ・住民税非課税世帯、それに準ずる世帯の学生、多子世帯に属する学生
 - ・学業優秀と認められる場合
 - ・日本国籍を有する者
- 等の日本学生支援機構の要件を満たす者

詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

【免除申請に必要な書類】

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）
2. 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
3. 入学料免除、授業料免除及び日本学生支援機構奨学金に関する同意書

【授業料免除申請の期限等】

申請を希望する場合は、下記 URL より学生本人が3月3日（月）までに必ずエントリーしてください。

<https://forms.gle/FKdPcfidHYm48Vcm9>

また、本制度の授業料減免を受けようとする場合、給付奨学金の申請も必要になりますので、4月3日（水）の給付奨学金出願説明会に必ず出席し、期限内に出願を行ってください。

下表の指定された日に申請書類を提出してください。帰省等により指定日の提出が難しい場合、郵送（3月7日までに学生課に到着したものが有効。特定記録や簡易書留等の追跡可能な郵便での提出に限る。）での提出も可能です。書類に不備があった場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。送付先は下記の問い合わせ先にお送りください。

学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失により提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。

公平性を保つため、期限後のエントリー・書類提出については、いかなる理由があっても受け付けません。

月	日	対象者	受付場所・時間
3	5（水） 6（木） 7（金）	【在學生】日本人学部生 （修学支援の新制度に新規に申請する者）	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00

〔結果発表〕

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

〔その他〕

- ・2025年度後期の申請については、掲示等にてお知らせする予定です。
- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1 - 1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6558（平日 8:30～12:00，13:00～17:15）

【在學生】修学支援新制度に採用にされていて、授業料減免の継続を希望する方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

たとえ、2024年度に全額免除となっていたとしても、継続の申請を行わなければ2025年度前期授業料は減免されませんので、手続に遺漏の無いようお願いいたします。

【授業料免除対象者】

- ・住民税非課税世帯、それに準ずる世帯及び多子世帯の学生で学業優秀と認められる場合、かつ、日本国籍を有する者等。詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>
留學生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

【免除申請に必要な書類】

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）
2. 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書（継続の場合でも年に1度提出が必要です）

【授業料免除申請の期限等】

申請を希望する場合は、下記 URL から学生本人が3月3日（月）までにエントリーしてください。

<https://forms.gle/s1Tgsa84miGN7V5F6>

下表の指定された日に提出してください。

帰省等により指定日の提出が難しい場合、郵送（3月7日までに学生課に到着したものが有効。特定記録や簡易書留等の追跡可能な郵便での提出に限る。）での提出も可能です。書類に不備があった場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。送付先は下記の問い合わせ先にお送りください。

学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失、提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。

公平性を保つため、期限後のエントリー・書類提出については、いかなる理由があっても受け付けません。

月	日	対象者	受付場所・時間
3	5（水） 6（木） 7（金）	【在學生】日本人学部生 （修学支援の新制度に採用にされていて、継続を希望する者）	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00

【結果発表】

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

【その他】

- ・2025年度後期の申請については、掲示にてお知らせする予定です。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。

問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6558（平日 8:30～12:00，13:00～17:15）

e-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

授業料免除申請のながれ（2025年度前期）

新入生

学部生（修学支援新制度）

在学生

学部生（修学支援新制度）

